

令和3年 第1回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和3年1月12日（火曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第1回会議議事録

- 1 開催日時 令和3年1月12日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
- 3 出席委員 19名
1番委員 榎 洸 武 重 2番委員 星 野 敏 雄 3番委員 内 海 博 光
4番委員 高 橋 公 利 5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 哲 次
7番委員 今 井 育 男 8番委員 吉 野 拓 夫 9番委員 星 野 榮 一
10番委員 阿 部 均 司 11番委員 森 下 一 郎 12番委員 本 多 偉 男
13番委員 本 多 通 治 14番委員 原 澤 幸 好 15番委員 原 澤 章
16番委員 田 村 隆 司 17番委員 内 海 美 津 江 18番委員 高 宮 玉 江
19番委員 高 橋 久 美 子
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事録署名委員
7番委員 今 井 育 男 8番委員 吉 野 拓 夫
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 鈴木 伸 史 書記 本 間 泉 書記 小 林 紀 之
書記 我 妻 園 華
- 7 会議に附した事件
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画に関する意見決定について
議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）

協議事項・報告事項

- (1) 農業経営改善計画の認定について

その他

- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。

開 会 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に7番今井育男委員・8番吉野拓夫委員を指名し議事に入る。

それでは、早速議事に移ります。

まず最初に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事

務局より説明をお願いします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

次の通り農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上よろしくをお願いします。

議長

事務局から説明いただきました。

続きまして、この件に関しましては、現地の確認調査につきまして、7番の今井委員にお願いしてございますので、調査結果のご報告をお願いいたします。

7番委員

7番今井育男です。

この件につきまして、7日の日に現地に調査に行ってみりました。場所は、いつも言うんですけども、〇の駅の東側挟んで350m位のところなんですけれども、結構〇〇さんという名前が結構出てきた訳なんですけれども、その宅地として使っておりますけれども、そのすぐ道路の隣接のところなんです。このような現地といっても雪がまだ25cmからあるような状態でした。西側は今言ったように2m道路で挟んで隣接になります。北側も2m道路になっています。南は土手の部分になるんですけども、ここに砂防がついているんですけども、そのときの国土交通省の土地がほとんどです。1件111㎡で〇〇さんの土地が南側にもあるんですけども、そのほとんど何もできないような状態です。東側におかれましては、隣接にはなるんですが、前には〇〇さんが取得したところが半分弱隣接に当たるわけなんですけれども、それともう1人〇〇さんの土地があるわけなんですけれども、その人については話をしようと思って話していたところなんだけれども、〇〇さんが暮れですか、亡くなったということで、また奥さんに話に行きますということで、ここも自分で収得したいとそんなような状況の中の土地であります。

この間行ったときには、もうこの土地には10年前から借地として使っていた土地なんですけれども、梅も10年前にもう植えてありまして、梅なども相当大きくなっていました。それで、雪があったんですけども、やはり相談役の〇〇さんから話を聞きながら梅を栽培しているわけなんですけれども、1月中に剪定しなければだめだという話で、それなもので雪が木に積もってきれいに除雪車で飛ばしてあるんですね。こんなにあれしてもう剪定も始まって剪定してあたりしました。新規参入で入って来てそれで度々お世話になって、またこれからもお世話にならなければならないと話をしてきたんですけども、そんなようなところでありました。

本人も本当に梅の栽培を一生懸命やろうと思って、前に取得したところも夏最中にですね、許可がおりてすぐ梅を植えたんですけども、夏去年余り雨が降らなかったもので、随分枯れたりいろいろして、もう苗も随分影響されてだめでああいうふうになっているというような話を聞いてまいりました。

そんな中で、ほかに懸案事項としまして、これという案件はございませんで

したので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま報告をいただいたとおりでございます。

この案件に対しまして、皆様方のほうから質問、意見等ありましたらお願いいたします。

特にございませんか。

(「なし」の声)

なければ、申請どおりとするということにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

そのように決定いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の報告です。

事務局

3ページをお開きください。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。

次のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件、1件です。

次のページをお開きください。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

この関係につきましては、1番の榊委員に現地の確認と調査をお願いしてございます。榊委員のほうから調査結果の報告をお願いいたします。

1番委員

1番の榊武重です。

新しい写真が入ってくれたので分かりやすいと思うんですが、多分二、三年前に転用届が出て、それでここに家が建って、去年、一昨年ぐらいになりますか、その頃に住宅が新築になりました。

それで当初はもうフェンスとかそういうものは予定してなかったんですが、使い勝手の関係か、それとも車がもう自分の庭に入ってしまうのか、そういうことでフェンスが入られちゃった関係上、玄関があそこの奥にある暗い所なんです。使い勝手がよくてこのような格好になってしまったのではないかなと思っておりますし、そのようなことをおっしゃってました。フェンスは予定してなかったということです。

ここは転用することによって周辺に及ぼす影響は恐らくございません。というふうに考えております。

以上でよろしいかなと。

議 長

ただいま説明が終わりました。

この件について質問、意見等ございましたらお願いいたします。

特に何かありますでしょうか。

一部駐車場で残りの所が庭というような形で私は解決しましたがそういうことでよろしいですか。

1 番委員 一部庭でなくてあそこは玄関に入ってくる進路なんです、車をそこにつけたい、あの向こうがやはりフェンスの中に車を置く予定ではあったんでしょう。当初は、やはりフェンスで囲っちゃって、このフェンスは予定外なことだそうです。

議 長 ありがとうございます。
この案件に対して質問、意見等ございますか。
（「なし」の声）
ないようですので、申請の許可を決定したいと思います、よろしゅうございますか。
（「はい」の声）
それではそのように決定させていただきます。
続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について、お願いいたします。

事務局 5ページをお開きください。
議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について。
次のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので、承認を求める。
別紙記入事件、11件。
次のページをお開きください。
農用地利用集積計画概要でございます。
田は賃貸借の通年537㎡、利用権存続期間は5年537㎡、畑は賃貸借の通年23,501㎡、使用貸借の通年835㎡、利用権存続期間は10年24,336㎡、田と畑の合計は24,873㎡、貸し手は11戸、借り手は3戸でございます。
7ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま事務局からの説明が終わりました。
このような説明をいただきましたが、この件に関しまして質問、意見等ございましたらお願いいたします。
（「なし」の声）
特にないようですので、報告のとおり承認したいと思います、よろしゅうございますか。
（「はい」の声）
それでは、そのように決定させていただきます。
続きまして、議案4号なんです、これに関しましては、2番星野敏雄委員に関することでございますので、退席で議事を進めたいと思います。よろしく申し上げます。

(2番退席)

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

8ページをお開きください。

議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)。
次のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求める。

別紙記入事件、2件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田は使用貸借の通年8,966㎡、利用権存続期間は10年8,966㎡、合計8,966㎡、貸し手は2戸、借り手も2戸でございます。

10ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上よろしく申し上げます。

議長

事務局から説明が終わりました。

これにつきましては、10ページに書いてあるとおりでございますが、この件に関しまして委員さん方から質問、意見等ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

特になければ、報告のとおり承認をしたいと思えます。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

ありがとうございます。

それではそのように決定いたします。

続きまして、星野委員に入室をお願いしまして議事を進行させていただきま

す。

(2番入室)

議事につきましては、以上の4件でございます。

引き続きまして、協議・報告事項の(1)です。農業経営改善計画の認定についてということについて説明をお願いいたします。

事務局

そうしましたら、11ページをご覧ください。

協議事項・報告事項、(1)で農業経営改善計画の認定について報告いたします。

今回の内容としましては、〇の〇〇さん、〇の〇〇さんにおかれまして、2件とも継続による認定案件ということになります。

なお、認定日につきましては、ともに令和2年12月25日ということになります。

細かい点につきましては、ご覧のとおりなので、報告を省略いたします。

以上です。

議 長 認定案件の報告2件につきまして、認定の報告がございました。
ほかに事務局から報告事項は何かございますか。

事務局 特にございません。

議 長 そうすれば、その他につきましては何かございますか。
(「なし」の声)
その他は特にないようでございますので、協議事項・報告事項等につきまし
て以上で終了と。
以上をもちまして終了させていただきます。
ありがとうございました。

閉会 みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午後2時00分〕